『フルハーネス型安全帯使用作業特別教育』開催のご案内

建設業労働災害防止協会熊本県支部 熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL (096) 371-3700 ホームページ: http://www.kensaibou-kumamoto.jp/

労働安全衛生規則の改正により、平成31年2月1日以降、「高さが2メートル以上の箇所において作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講することが必要となりました。

この法改正を受けて、当支部では下記のとおり開催することになりましたのでご案内いたします。

1. 受講対象者

満18歳以上で、高さ2メートル以上の個所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者。

2. 開催予定(1日:学科4.5時間 実技1.5時間)

令和6年度実施予定: 6月、9月、12月、令和7年3月 (日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

3. 受講料及びテキスト代(消費税込み)

【会 員】受講料: <u>8,800円</u>(内 10%消費税: 800円)※会員のテキスト代は無料(団体会員含む)。 【非会員】受講料: 8,800円 テキスト代: 847円 **合計: 9,647円**(内 10%消費税: 877円)

4. その他

フルハーネス型安全帯を持参のこと

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先:管轄労働局)。